社会福祉法人ひだまり
「大空ひだまり」運営規程
生活介護

（事業の目的）

第１条　社会福祉法人ひだまり（以下、「事業者」という。）が開設する大空ひだまり（以下、「事業所」という。）において行う指定障害福祉サービスである生活介護事業（以下、「生活介護」という。）の適切な運営を確保するために必要な人員及び運営に関する事項を定め、支給決定にかかる障害者（以下、「障害者」という。）の意思及び人格を尊重し、適切な生活介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業者は、生活介護の提供に当たっては、利用者が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し集団生活に適応することができるよう、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な指導訓練を行うものとする。

２　事業所の従業者は、生活介護の提供に当たっては、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって必要な保護を行うものとする。

３　事業者は、その提供する生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

４　事業の実施に当たっては、関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービス機関との綿密な連携を図るものとする。

（事業所の名称等）

第３条　事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名　称　　大空ひだまり

（２）所在地　　滋賀県米原市能登瀬 1322-1

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第４条　事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

（１）管理者　　１名（常勤職員）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業員に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

（２）サービス管理責任者　　１名（常勤職員）

サービス管理責任者は、利用者のサービス計画の作成、利用者又はその家族に対する相談及び援助並びに他の従業者に対する技術指導及び助言を行う。

（３）医師（委託）
（４）看護師　　１名以上（他事業所との兼務）
　　看護師は、利用者の日常生活上の健康管理に関することを行う。
（５）理学療法士又は作業療法士　　１名以上の必要数
　　理学療法士は、機能訓練を行う。
　　作業療法士は、生活動作能力の回復を行う。
（６）生活支援員　　３名以上
　　生活支援員は、日常生活上の支援、相談、介護を行う。

（営業日及び営業時間）
第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
（１）営業日　　月曜日から土曜日とする。
　　ただし、12 月 31 日から 1 月 3 日までの期間を除く。
（２）営業時間　　午前８時から午後６時までとする。
（３）サービス提供時間
　　平日、土曜、祝祭日　午前９時から午後６時まで

（利用定員）
第６条　事業所において提供する生活介護の利用定員は、20 名とする。

（事業の主たる対象とする障害の種類）
第７条　事業の主たる対象とする障害の種類は、身体障害、知的障害、発達障害、精神障害とする。

（生活介護の内容）
第８条　事業所で行う生活介護の内容は、次のとおりとする。
（１）日常生活における基本的動作訓練
（２）集団生活適応訓練
（３）創作的な活動指導
（４）給食指導
（５）利用者の自宅と事業所の間の送迎

（利用者から受領する費用の額等）
第９条　事業所は、生活介護を提供した際は、利用者から、市町村が定める負担上限月額の範囲内において利用者負担額の支払を受けるのもとする。
２　事業所は、法定代理受領を行わない生活介護を提供した際は、利用者から厚生労働省が定める費用の額の支払を受けるものとする。
３　事業所は、前２項の支払を受ける額のほか、事業所において提供される次に定める費用については、利用者から徴収する。

（１）食事の提供に要する費用　１食あたり　700円
（２）おやつ代　１食あたり　100円
（３）教材費、利用料　１回（必要費用をその都度徴収する）
（４）入浴代　１回あたり　500円
（５）送迎代　半径２㎞以上の場所にお住まいの方
片道：米原市内100円、長浜市内200円
（６）その他事業所において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの

４　前項の費用の支出を受ける場合には、あらかじめ利用者に対して説明した上で、同意を得るものとする。

５　費用を変更する場合には、あらかじめ、利用者に対し、事前に文書により説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

６　事業者は、第１項から第３項の費用の支払を受けた場合は、利用者に対して領収書を交付するものとする。

（通常の事業の実施地域）

第10条　事業所通常事業の実施地域は、米原市及び長浜市の全域とする。

（サービスの利用に当たっての留意事項）

第11条　利用者及び保護者は、生活介護の利用に当たっては、次に掲げる事項を遵守するものとする。

（１）他人を誹謗中傷する行為または他人に暴力等による危害を加える行為をおこなわないこと。
（２）故意または重過失により施設及び施設内備品を破損させないこと
（３）前２号に掲げるもののほか、事業所の管理及びサービスの提供のため必要な指示に反する行為をしないこと。

２　事業者は、事業者の職員、実習生、ボランティア（以下「職員等」という）が、利用者又は利用者に関係する者により次のハラスメント行為を受けた場合、当該利用者に関する契約を解約することができる。

（１）身体的ハラスメント：身体的な力を使って危害を及ぼす行為（職員等が回避したため危害を免れたケースを含む）

【例】

・包丁（刃物）を向ける
・首を絞める
・たたく、殴る、蹴る、噛みつく
・ひっかく、つねる
・服を引きちぎる
・手を払いのける

・唾を吐く
・物を投げつける

（２）精神的ハラスメント：個人の尊厳や人格を言葉によって傷つけたり､おとしめたり､敬意の欠如を示す行為

【例】

・無視し続け、サービス提供ができない
・奇声、大声を発する
・怒鳴る、威圧的な態度で文句を言い続ける
・職員等にいやがらせをする
・気に入っている職員等以外のサービスを拒否する
・刃物を胸元からちらつかせる
・謝罪して正座、土下座等するよう強く求める
・業務終了後も要望を次々と出される
・契約業務以上のサービスを強要する
・家族が利用者の発言をうのみにし、理不尽な要求をする
・掃除等の際に自宅の備品を破損させたと決めつけ賠償を迫る
・「盗人」と言い続ける
・「この程度できて当然」と理不尽なサービスを要求する
・「たくさん保険料を支払っている」とサービス基準以上を強要し、断ると苦情を言う
・利用料金を数か月滞納し､「請求しなかった事業所にも責任がある」と支払を拒否する

（３）セクシュアルハラスメント：意に添わない性的誘いかけや行為者に対する好意的態度の要求等､性的ないやがらせ行為

【例】

・必要もなく手や腕を触る
・抱きつく
・ヌード写真を見せる
・あからさまに性的な話をする
・卑わいな言動を繰り返す
・職員等の衣服等に手を入れる

（４）その他、社会通念に照らして著しく不当である行為

【例】

・要求内容、又は要求態度が著しく不当なクレーム（要求）
・故意に、事業所の建物、設備、備品などを汚損、破損させる
・インターネット上に、誹謗・中傷を掲載する
・職員等に対し、つきまとい等（身体の安全、住居等の平穏、名誉、行動の自由を害し､あるいはそのような不安を覚えさせるような行為）を反復して行うこと（「ストーカー行為等の規制等に関する法律」により規制され

ている行為）
・特定の職員等に、個人的な相談を頻回又は長時間行う

（緊急時等における対応方法）
第 12 条　事業者は、生活介護サービスの提供中に、利用者に病状の急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関へ連絡する等の措置を講じるとともに、サービス管理責任者又は管理者に報告するものとする。

（事故発生時の対応）
第 13 条　事業者は、利用者に対する生活介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

（非常災害・感染症対策・業務継続計画）
第 14 条　非常災害・感染症に適切に対応するために、別に定める消防計画及び業務継続計画等に基づき、日頃から必要な措置を講ずるものとする。
２　非常災害・感染症の発生の際にその事業が継続できるよう、行政、他の社会福祉施設との連携及び協力を行う体制を構築するよう講ずるものとする。
３　職員に消防計画及び業務継続計画等について定期的に周知し、研修及び訓練を定期的に行うとともに必要に応じて消防計画及び業務継続計画等の変更を行うものとする。

（苦情解決）
第 15 条　事業者は、事業所において提供した生活介護に関する利用者等からの苦情を解決するために、必要な措置を講じるものとする。

（個人情報の保護）
第 16 条　事業所は、その業務上知り得た障害児等及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。
２　職員は、その業務上知り得た障害児等及びその家族の秘密を保持するものとする。
３　職員であった者に、業務上知り得た障害児等及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
４　事業所は他の指定障害児通所支援事業者等に対して、障害児等及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者及びその家族の同意を得るものとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第 17 条　事業者は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じるものとする。

（１）虐待の防止に関する責任者の選定

（２）苦情解決体制の整備

（３）従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

（その他運営に関する留意点）

第 18 条　事業者は、事業所において適切な生活介護が提供できるよう従業者の業務体制を整備するとともに、従業者の資質向上を図るために次のとおり研修の機会を設けるものとする。

（１）採用時研修　　採用時３か月以内

（２）継続研修　　年２回以上

２　事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

３　事業者は、利用者に対する生活介護の提供に関する諸記録を整備し、当該生活介護を提供した日から５年間保存するものとする。

（委任）

第 19 条　この規程に定めるもののほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人ひだまりと管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

この規程は、令和７年 10 月１日から施行する。